

平成29年度第10回役員会議事要旨

日時 平成29年11月20日（月）15時05分～15時25分
場所 学長室
出席者 和田学長，江頭理事，鈴木理事，海老名理事
欠席者 近藤副学長
陪席者 石橋監事，小嶋監事，関事務局長

議事に先立ち，和田学長から，事前に配付している10月23日開催の「平成29年度第9回役員会」の議事要旨の確認が行われた。

議 案

1. 国立大学法人小樽商科大学職員の育児休業等に関する規程の一部改正（案）について

和田学長から，審議資料1に基づき，国立大学法人小樽商科大学職員の育児休業等に関する規程の一部改正（案）について諮られ，原案どおり議決された。

議決後，和田学長から，本日付けで施行し，平成29年10月1日から適用する旨発言があった。

2. UMAP（アジア太平洋大学交流機構）国際事務局との間の多大学間交流プログラム協定（UMAP学生交流に参加するための公約書）の締結について

和田学長から，審議資料2に基づき，UMAP（アジア太平洋大学交流機構）国際事務局との間の多大学間交流プログラム協定（UMAP学生交流に参加するための公約書）の締結について諮られ，原案どおり議決された。

議決後，和田学長から，締結の手続きを進める旨発言があった。

協 議 事 項

1. 国立大学法人小樽商科大学中期計画の変更（案）について

和田学長から，協議資料1に基づき，国立大学法人小樽商科大学中期計画の変更（案）について諮られ，原案どおり承認された。

承認後，和田学長から，1月22日開催の経営協議会での審議を経て同日開催の役員会に附議し，1月末までに文部科学省に申請する旨発言があった。

また，今後の審議及び文部科学省との調整において生じた文言の修正等については，近藤副学長に一任いただく旨併せて発言があった。

2. 国立大学法人小樽商科大学非常勤職員就業規則の一部改正（案）について
3. 国立大学法人小樽商科大学非常勤講師就業規則の一部改正（案）について

和田学長から、協議事項 2 及び協議事項 3 については関連する案件であるため併せて附議する旨発言があった。

その後、和田学長から、協議資料 2 及び協議資料 3 に基づき、国立大学法人小樽商科大学非常勤職員就業規則の一部改正（案）及び国立大学法人小樽商科大学非常勤講師就業規則の一部改正（案）について諮られ、原案どおり承認された。

承認後、和田学長から、教職員組合への情報提供及び過半数代表者の意見聴取を行い、平成 30 年 1 月 22 日開催の経営協議会の議を経て、同日開催の役員会に附議する旨発言があった。

4. ウィーン経済大学との協定更新について

和田学長から、協議資料 4 に基づき、ウィーン経済大学との協定更新について諮られ、原案どおり承認された。

承認後、和田学長から、12月6日開催の教育研究評議会に附議する旨発言があった。

最後に、和田学長から、次回の役員会については、臨時に12月1日（金）9時30分から開催予定である旨発言があった。

引き続き、役員懇談会が行われた。

以 上